

新旧対照表（高知県新規狩猟者確保事業費交付金交付要綱）

(新)	(旧)
<p style="text-align: center;">高知県新規狩猟者確保事業費交付金交付要綱</p> <p>第1条～第14条（略）</p> <p>（県内発注）</p> <p>第15条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</p> <p>（委任）</p> <p>第16条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第7条第1号、第8条、第11条、第13条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は令和7年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県新規狩猟者確保事業費交付金交付要綱</p> <p>第1条～第14条（略）</p> <p>（委任）</p> <p>第15条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第7条第1号、第8条、第11条、第13条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は令和7年4月1日から施行する。</p>